

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3218号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市代表監査委員が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「(1) R5.1.19 住民監査請求陳述.mp3」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3218号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3218	令和5年4月11日	令和5年6月12日	令和5年6月27日	令和5年7月25日	個人	監査委員

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3218	「(1) R5.1.19 住民監査請求陳述.mp3」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当・個人の氏名、家庭状況、学校名、司法修習期、司法修習終了年月日及び懲戒処分や前科に関する情報</p> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3218	<p>《住民監査請求に係る事務について》</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づく住民監査請求とは、市民が、市長、市職員等による違法又は不当な財務会計上の行為や違法又は不当に財産の管理を怠る事実があると考えるときに、監査委員に対し監査を求め、当該行為の防止、是正、当該怠る事実を改め、又は市が被った損害を補填するため必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。住民監査請求に基づく監査を行うに当たっては、地方自治法第242条第7項の規定により、監査委員は住民監査請求を行った請求人に陳述の機会を設けなければ</p>

答申 番号	判断の要旨
3218	<p>ならない。</p> <p>横浜市では、監査事務局監査管理課で住民監査請求に係る事務を所管している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>令和4年12月13日に受け付けた住民監査請求に関して、令和5年1月19日に監査委員が請求人及び監査対象局職員から陳述を聴取した際の音声の電磁的記録である。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち個人の氏名、家庭状況、学校名、司法修習期、司法修習年月日、懲戒処分の有無及び前科に関する情報を条例第7条第2項第1号に該当し不開示としている。このうち、審査請求人は個人の氏名、司法修習期、司法修習終了年月日及び懲戒処分の有無の開示を求めているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《条例第7条第2項第1号の該当性について》</p> <p>ア 不開示部分のうち個人の氏名は、会計年度任用職員の戸籍上の氏であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>審査請求人は、戸籍上の氏名と職務上の氏名は併記して官報で公告しているため慣行として公にされている情報であると主張していることから、その点について検討する。</p> <p>当該会計年度任用職員は、弁護士であって、職務上の氏名で業務を行っており、実施機関もその氏名をウェブサイト上で公表している。しかし、戸籍上の氏名については日本弁護士連合会会則第25条の規定により、職務上の氏名と対応して官報により一旦公告されたことがあったとしても、一時的に公にされただけで、以後も反復継続して公告されているわけではないので、当該会計年度任用職員の戸籍上の氏名が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえない。したがって、ただし書アに該当せず、ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>イ 不開示部分のうち司法修習期、司法修習終了年月日及び懲戒処分の有無は、監査請求の請求者により特定の人物の職務上の氏名と戸籍上の氏名を述べた上で発言された内容であり、既に開示されている一連の発言部分と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>審査請求人は、司法修習期、司法修習終了年月日及び懲戒処分の有無も官報で公告しているため慣行として公にされている情報であると主張している。しかし、これらの情報が一旦官報で公告されたことがあったとしても、一時的に公にされただけで、以後も反復継続して公告されているわけではない。したがって、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえないため、ただし書アに該当せず、ただし書イ及びウにも該当しない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情

報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第2号から第5号まで省略）

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881